

平成30年度 第13回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成31年3月12日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成31年3月12日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	平成31年3月12日 午後2時10分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樫臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	23番 林田 樫臣      24番 平川 勇					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏      課長補佐 山本祐二      参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第2回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは、開会したいと思います。皆さん御起立をお願いいたします。礼。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 今日は、たばこ農家の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中に御出席をいただきましてありがとうございます。ただいまの出席委員は26名です。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町農業委員会第13回総会を開会いたします。ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、23番、林田樫臣委員24番、平川勇委員を指名します。

### 日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告いたします。資料は2ページ目です。今回は、5件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号26番が、農地中間管理事業への切り替えのため。申請番号27番が、契約内容変更のため。申請番号28番が贈与のため。申請番号29番と30番が、第三者貸し付けのためとなっております。以上、報告を終わります。

### 日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について行います。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ目右側です。先月もお話ししましたが、これまで議案にかけておりました非農地判断ですが、農地法の改正により、報告案件で良いということになりました。よって今後は、随時委員の判断を仰いだ後、このような報告とさせて頂くことになりましたので、よろしくをお願いします。今回は2月の下旬にですね、上南地区担当委員と現地確認をした際に判断した一筆となっております。以上、報告を終わります。

### 日程第4 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。まず、申請番号29番と30番について事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第3条の許可申請について説明をいたします。資料は3ページからになります。今回は、所有権移転5件の審議をお願いいたしますが、最初に、29番と30番から御審議をお願いをいたします。最初に申請番号29番ですが、資料は、3ページ右側から8ページ左側になります。譲渡人、譲受人はともに、県内の個人の方で、親子の関係になります。移転する土地としましては、1筆で地目は、台帳・現況ともに畑。面積が4,844㎡となっております。移転する契約としましては、贈与となっております。譲受人は、申請地に里芋や馬鈴薯などを作付予定です。次に、申請番号30番ですが、資料は、8ページ右側から12ページの地図になります。譲渡人は県外の個人の方、譲受人は町内の

個人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は、合計で263㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、全体で2万7,000円となっております。譲受人は申請地に、ナスやトマトを作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号29番については、2番委員の橋口委員、申請番号30番については、19番委員の樅木委員より報告をお願いします。

○2番委員（橋口 丈一君） はい、2番橋口です。午前中調査に行っていました。場所はですね、深田の新深田というところで、そこに大規模な吉松畜産農家がございます。その畜舎のすぐ北隣に行ってみますと、畑いっぱい堆肥が散乱しておりました。これが果たして、いい作物ができるかというのは問題でございましたが、皆さんで見てもらいましてですね、後になると、良くなるんじゃないかということで、判断してまいりました。先ほど局長も言いましたように、親子の関係で、人吉市から通いの農業になるようでございます。審議方よろしくお願いたします。

○19番委員（樅木 徹郎君） それでは30番について説明をいたします。資料は8ページから12ページになります。場所は、犬童医院さんですね、あそこから深田の方に向いまして、球磨川を渡る手前です。樺山鉄工所ですかね、ありまして左手になるんですが、その先の家です。現在はですね、空き家になっておりまして、その家の周りが道端と、それから家の後ろですね、それを合わせて二つ合わせて、263㎡だということです。ちょっと畑としてはですね、誰もおられないという事で、ちょっと荒れておりましたけれども、今後ですね、町内の方が作付される菜園畑にでもということでございますので、別に問題はないかと思いません。御審議をよろしくお願いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） すいません。今の案件で、資料の誤りがありましたので、3ページの左側、先ほど修正した表なんですけど、3ページ左側の議案第1号の申請番号30番の面積の欄ですね、右から2番目の欄、90㎡と193㎡になってますけども、これが70㎡と193㎡で、合計が263㎡が正しい数値ですので、すいません。70、193、263が正しい数値になります。すいません、訂正をお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号29番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。最初に申請番号29番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号29番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号30番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号30番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号30番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号31番から33番の案件について審議を行います。この案

件については、13番委員の議事参与の制限案件となります。については農業委員会会議規則第14条議事参与の制限に当たるため、13番委員は議事に参与することができませんので、13番委員におかれましては、審議中の退席を求めます。日程第5、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請のうち、申請番号31番から33番について、事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい、申請番号31番から33番までは、譲受人が同一の方ですので、関連がありますのでまとめて説明をさせていただきます。まず申請番号31番ですが、資料は13ページから17ページ左側の地図になります。譲渡人、譲受人は、ともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は346㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で反当たり15万円となっております。譲受人は、申請地に黒ゴマ、ニンニクを作付される予定です。譲受人の自宅のすぐ東になります。申請番号32番ですが、その隣の農地になりまして、資料は17ページ右側から21ページ左側の地図になります。譲渡人は町内の個人の方、譲受人は31番と同じ方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は394㎡となっております。所有権移転で、反当たり15万円となっております。続いて、申請番号33番で、資料は21ページから25ページの左側の地図になります。先ほどの2筆の約100mほど南側のところになります。譲渡人は県内の個人の方、譲受人は31番、32番と同じ方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は839㎡となっております。移転する契約としましては、贈与となっております。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に現地調査がありましたので、申請番号31番から33番について、22番委員の福永委員より、報告をお願いします。

○**22番委員（福永 高嗣君）** 22番福永です。調査報告を行います。ページはですね、13ページから25ページまで。場所は、深田スポーツセンターのすぐ近くになります。公務員を退職されて、ごま、ニンニクを作られるそうでございます。反当たり15万円ということです。33番の案件につきましては、親戚関係にあられまして、贈与になったそうでございます。よろしくお願いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 現地調査報告が終わりました。それでは最初に、申請番号31番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 質疑なしと認めます。申請番号31番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。全員賛成です。したがって、申請番号31番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号32番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 質疑なしと認めます。申請番号32番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、全員賛成です。したがって、申請番号32番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号33番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 質疑なしと認めます。申請番号33番の案件について採決します。許

可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号33番の案件については、許可することに決定しました。申請番号31番から33番の審議が終了しましたので、13番委員の入場を求めます。

## 日程第5 議案第2号

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は25ページ右側からになります。今回は2件の審議をお願いします。最初に申請番号19番ですが、資料は26ページから33ページ左側までになります。譲渡人は県内の個人の方、譲受人は町内の土木建築会社代表の個人となっております。それでは、内容説明に入らせていただきます。転用する土地といたしましては一筆で、地目・現況ともに田。転用の面積が1,343㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転の売買で、転用の目的は、土木建築用の資材置場です。27ページ右側に事業計画書。28ページに先ほどお話ししました残高証明、29ページには、法人の全部事項証明ですが、これは個人として出されることとなりますので、これは不要となります。それから、30ページから地図が付いておりますけれども、31ページに農地区分の検討図を掲載しております。申請地が真ん中の田なんですけれども、斜線で囲ってある部分が、農用地区域となっております。申請地は農用地区域外でありますので、転用可能なのですが、農用地区域と接続している、10ha以上の規模の一団の農地の区域内ということで、第1種農地に該当するというので、申請者が同じ集落に居住することから、第1種農地の転用の例外規定である集落接続要件に該当するという要件をもって、転用を認めるという形となります。現地は、国道219号線の早苗保育園あたりから南へ800メートル、百太郎溝の北100メートルのあたりとなります。申請人は、申請地のすぐ北に居住し、同じ集落内で土木建設業を営んでおります。現在は、隣町に資材置場を使っておりますが手狭となり、隣町で遠隔地であること、それから利便性も悪いこと、それから他に適当な代替地もないということから、許可相当と判断をしております。33ページ左側に代替地検討の候補地を掲げております。以上、申請番号19番についての説明を終わります。続きまして、申請番号20番ですが、資料は33ページ右側からになります。譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は郡内の法人建設会社です。昨年9月に、ほぼ同じ箇所での砂利採取での申請があった分の2期目の事業分となります。砂利採取事業については、認可期間が1年であることから、2期目に当たり、再度転用申請されるものです。35ページ左側に、砂利採取の事業計画書にあります通り、砂利採取による一時転用で、1年間の賃貸借となっております。転用する土地としましては5筆で、地目は台帳・現況とも田となっております。転用面積が、合計6,663㎡となっております。現地の状況につきましては、37ページに地図を掲載しております。38ページの左側の図で言いますと、太枠で囲ってあります、4筆のうちの南側半分を昨年9月の砂利採取計画地。今回申請が4筆の北半分と、上の1筆のところ今回申請箇所となっております。40ページからは、砂利採取に関する熊本県に提出してあります認可申請書を添付しております。申請地は、44ページに周辺状況図に、農地区分の検討図を付けておりますけれども、農業振興地域の農用地区域内ではありますが、砂利採取及び土壌改良による一時転用であること。周辺農地への影響も十分に配慮されていることから、許可相当と判断いたします。以上、説明を終わります。御審議方お願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号19番の案件について、18番委員、廣瀬委員。申請番号20番の案件について、10番委員の恒松委員より、それぞれ報告をお願いします。

○18番委員（廣瀬 孝喜君） 18番、廣瀬です。19番の案件について説明します。ページは25ページから33ページまで、場所は、黒田地区の地名は、昼無田地区というところであります。場所は、国道219号線沿いの中央タイヤから南に向かって、百太郎溝の間にありまして、右側の道沿いにあります。昔あの住宅の横には、宅地の横に、田の横に住宅がありましたけど、今は解いてこれは、砂利をひいて駐車場になっておりまして、申請どおり資材置場となるそうですので、審議方よろしくお願ひします。終わります。

○10番委員（恒松 純生君） 10番恒松です。申請番号20番について説明します。ページは33ページから44ページです。砂利採取の一時転用ということで、場所はJA深田給油所より県道を入吉方面に1kmぐらい行ったところより、左へ100mぐらい入ったところ。9月に申請があり、現在砂利を取っておられるところと、埋め戻された田があり、その場所の続きの、田で、面積が6,663㎡となっております。審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号19番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって申請番号19番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、許可することに決定しました。

## 日程第7 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、46ページからごらんください。申請番号115番から172番。172番までと、174番は期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号173番と、飛びますけれども175から179番は期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号180番から187番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号188番から189番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号190番は、新規の転貸による賃貸借権の設定です。申請番号191番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料49ページになります。今回の申請は2件で、申請番号20番、21番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格です。申請番号20番、21番の買い入れ価格はともに10アール当たり76万5,000円です。以上の件については、農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。50ページから52ページにかけて、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表と載せております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました

◎農業委員会会長（杉下 和治君） これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第13回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） ご起立願います。礼。

**閉会 午後2時10分**

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 23番 林田 樫臣

あさぎり町農業委員会 署名委員 24番 平川 勇